

国立国会図書館貴重書指定基準

(昭和三十七年十月十八日館長決定第十九号)

改正 平成二十七年十二月十八日館長決定第七号

国立国会図書館貴重書指定基準を次のように定め、昭和三十七年十月十八日から施行する。

貴重書の指定は、次の基準によるものとする。

1 和書

イ 刊本

- (1) 慶長以前に印刷されたもの
- (2) 元和以後に印刷されたものうち、伝本が少なく資料的価値があると認められるもの
- (3) 元和以後に印刷されたものうち、名家の書入れ等により、特に資料的価値があると認められるもの
- (4) 元和以後に印刷された図画等のうち、資料的又は芸術的価値があると認められるもので、稀本と認められるもの

ロ 写本

- (1) 慶長以前に書写されたもの
- (2) 元和以後に書写されたものうち、伝写本が少なく資料的価値があると認められるもの
- (3) 名家自筆の稿本及び書簡の類
- (4) 名家手写本のうち、特に資料的価値があると認められるもの

の

- (5) 名家の書入れ等により、特に資料的価値があると認められるもの

- (6) 図画等のうち、資料的又は芸術的価値があると認められるもの

- (7) 公の記録若しくは公の文書類の原本又はこれに準ずるもので、資料的価値があると認められるもの

2 中国書

イ 刊本

- (1) 明代正徳以前に印刷されたもの
- (2) 明代嘉靖以後に印刷されたものうち、伝本が少なく資料的価値があると認められるもの
- (3) 明代嘉靖以後に印刷されたものうち、名家の書入れ等により、特に資料的価値があると認められるもの
- (4) 明代嘉靖以後に印刷された図画等のうち、資料的又は芸術的価値があると認められるもので、稀本と認められるもの

ロ 写本

- (1) 明代以前に書写されたもの
- (2) 清代以後に書写されたものうち、伝写本が少なく資料的価値があると認められるもの
- (3) 名家自筆の稿本及び書簡の類
- (4) 名家手写本のうち、特に資料的価値があると認められるもの

の

(5) 名家の書入れ等により、特に資料的価値があると認められるもの

(6) 図画等のうち、資料的又は芸術的価値があると認められるもの

(7) 公の記録若しくは公の文書類の原本又はこれに準ずるもので、資料的価値があると認められるもの

3 洋書

(1) 十六世紀以前に印刷されたもの

(2) 十七世紀以後に印刷されたものうち、特に資料的価値があると認められるもの

(3) 名家自筆の稿本及び書簡の類

(4) (3)に掲げるものを除く写本のうち、資料的価値があると認められるもの

(5) 図画等のうち、資料的又は芸術的価値があると認められるもの

(6) 日本及び東洋関係図書のうち、十七世紀以前に印刷又は書写されたもの及び十八世紀以後のもので特に資料的価値があると認められるもの

4 次に掲げるものうち、特に芸術的又は資料的価値があると認められるもので、稀少なもの

(1) 錦絵、版画又は双六類

(2) 拓本類

(3) 古地図

(4) その他の一枚物

5 特定の集書として一括して取り扱うものうち、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたこと等により、特に資料的又は芸術的価値があると認められるもの

附 則（平成二十七年十二月十八日館長決定第七号）

本件は、平成二十七年十二月十八日から施行する。